

税金 監査請求

「住民が堂々と声をあげれば 町は変わるで〜」

去る11月19日、税金住民監査請求」が受理されたことを受けて、住民側の意見を述べる意見陳述がありました。参加したのは請求人代理人の湯川弁護士、代表者の山田裕康氏、西川誠一氏、松元鋒氏、西澤伸明氏。代表監査委員の上野安德氏、議会選出監査委員の岡田隆行氏が対応しました。

今回の住民監査請求は、28年度、29年度合計で約2569万円もの不納欠損 5年の時効を迎えるなどして町の徴収する権限が消滅することの損害を与えたことに対し「損害補填など」の報告を求める内容です。監査請求」は受理されてから60日以内 来年度の1月4日が期限)に審査結果が出されます。

湯川弁護士の意見陳述を抜粋で紹介いたします。

怠る事実が問題

代理人の湯川弁護士は、28年度、29年度決算が認定されたことを問題にしているのではなく、甲良町長野瀬喜久男、北川豊昭前町長及び大橋久和前副町長らが5年間何ら時効中断手続をとらないことなど「税の債権管理を怠った」ことを問題にしていると説明しました。

監査対象は 特定できる

湯川弁護士は、各年度の税目・不納欠損処理理由ごとに人数及び本税額が特定されている」と指摘し、監査委員が容易に特定して監査できる」と要請。

町長らが 債権管理を怠った

さらに、湯川弁護士は、監査委員に対し、どうして督促等が一度も行われていないのか、どうして平成28年に税務課職員による公金着服横領事件があった後、副町長を置いて未納金データの精査を始めたのに、未納租

税債権等を不納欠損処理しないようにするための債権管理をしなかったのか」などを監査すべき、と強調。

着服事件を優先 した」など理由に ならない

湯川弁護士は「データ精査を優先させたので債権管理が後手に回ったというのは理由にならない。債権管理の人手やノウハウが不足しているというのであれば、弁護士を登用して債権回収に当たらせればよかったです。その上で、野瀬町長に対し、町の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを勧告すべきである。」と強調。

税務課職員による 未納データの消 去」信じがたい

最後に「前代未聞の税務課職員による公金着服横領事件のみならず、その調査の過程で精査された未納データの一部が別の税務課職員によって抹消されるという事件が発生

したばかりか、さらには一度も時効中断手続をとらないまま租税債権等を時効消滅にかからしめている等、およそ信じがたい事象が繰り返され多発していることに照らせば、監査委員は町長に対し、今後このような税金の不納欠損処理等を容易に許すことの無いような内部管理態勢を構築するよう勧告されることを強く求めるものである。」と締めくくりました。

山田 町民を あざむいた」

請求人はそれぞれ意見を述べ、山田氏は昨年の議会で北川町長が、未納金データの精査は完了できる旨を報告していた議事録を引用して、議会と町民をあざむいたことを厳しく批判しました。

《実行委員会からのお知らせ》
甲良町政を語るつどい
とき：**12月13日(木)**
午後7時開会、8時半閉会
ところ：**甲良町保健福祉センター**
多目的研修室
住みやすい町、当たり前の町へ どうすれば・・・? ごいっしょに考えませんか。
【主催：甲良町政を語る実行委員会】

ご意見・ご要望をどうぞ。 ☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123 松元たけし 38-3875

◎日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

「未納金の督促もしなかったの 何で〜?」

社協「弁護士を通じて...」

議長・委員長連名で再考要請

デイサービスからの撤退問題を協議するため、次長の出席を求め、甲良町社会福祉協議会に要請していました。会長より、このほど弁護士を通じて連絡を、との通告がありました。20日、丸山議長・西澤委員長の連名で再考を求める通知を送付しました。

甲良民報

2018年11月25日 745号
発行責任：日本共産党甲良町議員
連絡：甲良町在士 373 (西澤)
Tel : 38-4949 Fax : 38-2242